

令和5年度 清須市スクールソーシャルワーカーの募集要項

清須市教育委員会

清須市教育委員会は、児童、生徒が抱える日常の悩み、いじめ、暴力行為、虐待などの問題に対し、解決を図れるように支援するため、スクールソーシャルワーカーを次のとおり募集します。

1 募集要件

スクールソーシャルワーカー 1名

次の①を満たし、かつ②に該当する者

①地方公務員法第16条の欠格事項に該当しない者^(注1)

②社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有する者

注1：地方公務員法第16条

- 1 成年被後見人又は被保佐人
- 2 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 4 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 任用期間

任用開始日から令和6年3月31日まで

3 勤務条件等

(1) 勤務時間及び勤務場所

- ・月曜日から金曜日のうち週4日
- ・午前8時30分から午後4時15分まで（1日6時間45分）
- ・清須市役所 学校教育課（南館1階）での勤務

(2) 報酬等

月額 169,000円

※期末手当、交通費支給（市の規定に基づき支給）

(3) 職務内容

- ①問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
- ②関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- ③学校内における体制の構築・支援
- ④いじめや児童生徒の問題行動等の諸問題についての事例対策検討会（ケース会議）の参加
- ⑤保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ⑥その他スクールソーシャルワーカー配置の目的に沿い、清須市教育委員会が必要と判断した活動

4 応募方法

履歴書（写真貼付）と資格証明書の写しを下記宛先まで郵送又は開庁時間内に持参してください。

5 審査方法

応募書類受理後に書類審査の上、面接を実施します。

※面接日時は応募者と調整します。

※面接に係る交通費については、自己負担です。

6 問い合わせ先・宛先

〒452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地

清須市役所学校教育課 スクールソーシャルワーカー採用担当

電話 052-400-2911（代表）

※開庁時間は、午前8時30分から午後5時15分（土・日曜日及び祝日を除く）